

2011 年 1 月 31 日

IFRS 財団評議員 御中

IFRS 解釈指針委員会のレビューについて

企業会計基準委員会は、IFRS 財団評議員（以下「評議員」という。）のデュー・プロセス監視委員会から公表されている IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）に関する質問票について回答させて頂くことに感謝申し上げます。

既にご承知のとおり、日本では、金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会が、IFRS の任意適用及び 2012 年を目途にその強制適用の決定を行うことを提言する意見書を公表して以来、IFRS とその解釈に対する関心が高まっている。それ以来、金融庁は IFRS の任意適用を認め、多くの企業は近い将来の IFRS の適用に向けた準備を開始しているが、その過程において、解釈指針を必要とする数多くの実務上の問題が、明らかになっている。

別添に記載する我々の回答は、上記背景を反映したものである。我々は評議員が、回答の全ての点について十分にご検討頂くことを期待しているが、回答の要旨は以下のとおりである。

解釈指針委員会及びその会議のあり方

我々は、解釈指針委員会の委員が専門家としての経験と権威をもって活動し、会議が生産的に行われていることを高く評価している。非常勤の委員によって運営されている同委員会が、目的に定められているすべての案件を取り扱わなければならないという前提を踏まえると、我々は、運営手続（頻度や期間を含む）は合理的な帰結であると考えている。しかし、これが、世界的な実務からの要請に対応する上では、最善とは言えないと考えている。

そこで、我々は評議員と解釈指針委員会に対して、次のような提案をさせて頂く。

提案 1：非常勤から常勤へのメンバー構成の変更

財政面での制約があることは承知しているが、現在のメンバー構成を非常勤から常勤に変更することができれば、解釈指針委員会の委員が各論点により多くの時間を割くとともに、年間の会議回数を増やすことを通じて、より広範な論点を深く審議することが可能となると考えている。同時に、世界各国でアウトリーチ活動を行うことが可能になり、解釈指針委員会の委員が各論点をより深く検討することが可能となると考えている。

提案 2：地域レベルでの活動の活用

我々は、基準の解釈は、対象となる取引について十分な理解をすることが前提となると考えており、当該取引の行われる地域にすることで、基準の解釈はより容易になるものと考えている。

アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)の活動を通じた我々の経験からは、具体的なやり方は解釈指針委員会への問題提起の前段階での予備的調査や地域レベルでの解釈のようなものまで様々考えられるが、いずれにせよ、地域を基本としたより多くの活動をする事は可能であるとする。このような活動が適切に機能する上で、評議員が検討を行っているサテライト・オフィスの役割が重要になるものと考えている。また、解釈指針委員会がサテライト・オフィスで会議を開催すること等の措置を講じることができれば、世界においてより効果的なコミュニケーションが図られるようになるのではないかと考えている。

提案3：解釈指針委員会の分科会形式への改編

解釈指針委員会の委員が、会計に関する高い専門性と卓越した経験を有していることは承知しているものの、商取引の態様や近年の会計基準の複雑さを考えると、一人がその全てについて専門性を有することを期待するのはほぼ不可能であり、むしろ、特定の分野に特化の方が現実的ではないかと考えている。このため、我々は、解釈指針委員会を、金融商品や保険といった各分野を取り扱う分科会形式に改編する事が適切ではないかと考えている。

我々は、その際に、国際会計基準審議会（IASB）の理事がそれぞれの専門性に応じて、各分科会の議長を務めることが望ましく、これにより IFRS 財団全体として、現状の資源を効果的かつ効率的に活用することができるのではないかと考えている。また、これにより IASB と解釈指針委員会の連携が強化され、IASB の基準設定プロセスにおいて、より十分に実務的な検討をすることが可能となるのではないかと考えている。

我々は、スタッフによる口頭での報告が解釈委員会と IASB との連携を図る役割を実質的に果たしていることを踏まえると、現在、4 名の IASB 理事に与えられているオブザーバーの位置づけが曖昧のように感じている。我々は、IASB 理事が分科会の議長になることで、その責任が明確になると考えている。また、これは、提案 1 で記載した常勤体制が財団の資金面での制約から現実的でない場合、その代替案ともなりうると考えている。また、当該仕組みは、提案 2 で示した地域の活動にも適用できるのではないかと考えている。

アジェンダの選定要件

現行の「IFRIC デュー・プロセス・ハンドブック」に記載されているアジェンダの要件は、過度に狭義に定義されているか理解されているように考えており、結果として、解釈指針委員会によって多くの問題が却下されているように感じている。

特に、「(a) その論点は広がりがあり、実務的な関連性があること」という要件を満たさないとして、解釈指針委員会が、提起された論点を却下することがよくあるように見受けられる。我々は、「広がり」という言葉が、当初意図したよりも、狭義に解釈されすぎてはいないかと考えている。我々は、特定の企業における会計処理の決定については、企業と会計士が責任を持つべきであり、解釈指針委員会は取り扱わないといった側面の方が当初の意図としては重要ではなかったかと理解しており、こうした意味においてこの要件に賛成である。他方、ある論点が特定国のみ

から提起されていても、当該国の企業の間で大きく異なった会計処理が行われているのであれば、それは「広がり」があるとされるべきである。そこで、我々は、こうした解釈の余地を排除するため、「広がり」という言葉を明確化するか、要件の(a)を「その論点は特定の企業に固有のものではなく、各国における実務に関連性があること」と置き換えることを提案する。

また、「(e) 解釈指針委員会が当該論点について、適時に、結論を得ることになる可能性が高いこと。」という要件があるが、実際に検討を開始しない限り、こうした可能性を予見することは不可能と考えられることから、この点について修正が必要ではないかと考えている。また、委員全員のコンセンサスに基づいた審議事項設定の仕組みについては、たとえ、指針の公表が公益に資する場合でも、各委員が実質的に拒否権を有することにもなり得ると考えられることから、評議員はこうした仕組みの妥当性についても改めて検討すべきかもしれない。

加えて、「(f) 当該論点が IASB の現在又は今後のプロジェクトに関連している場合には、IASB の活動から期待されるよりも早期に指針を提供する緊急のニーズがあること。また、IASB のプロジェクトが、解釈指針委員会がデュー・プロセスを完了するのに必要となる時間よりも短い期間でその論点を解決することが見込まれる場合には、解釈指針委員会は当該事項を審議事項に加えないこととする。」という要件については、IASB やその関係者が現在進行中のプロジェクトの早期完了を期待するのは当然のことである一方で、多くの場合、複雑な論点を解決する上で更に時間が必要になることが判明するという現実を踏まえると、やや限定的すぎるのではないかと考えている。

関係者とのコミュニケーション

各国の基準設定主体は、当該国の関係者と緊密なコミュニケーションをとっており、会計基準について最新の知見を有しているとともに、シンクタンクとして機能している。そこで、我々は、適時に問題点を把握するために、解釈指針委員会とそのスタッフが、各国の基準設定主体や AOSSG のような基準設定主体のグループとの関係を高めることを強く期待したい。

* * * * *

西川郁生

企業会計基準委員会 委員長

質問表の記入は、IFRS 解釈指針委員会に関係のあるすべての外部の利害関係者が行う（IASB 理事、IFRS 諮問会議委員、外部オブザーバー、各国の基準設定主体、その他利害関係者を含む）。

氏名 企業会計基準委員会

（すべての回答は秘密が保持される）

背景：

あなたの経歴を最もよく記述しているボックスにチェックをしてください：

- ☐ 利用者
- ☐ 作成者
- ☐ 監査人
- ☐ 規制当局
- ☐ 学識者

■ その他（説明してください）

あなたが属する地理的な地域を示すボックスにチェックをしてください：

■ アジア・オセアニア

☐ ヨーロッパ

☐ 北米

☐ アフリカ

☐ 南米

☐ インターナショナル

IFRS 解釈指針委員会レビュー

目的：IFRS 財団評議員会が IFRS 財団の監督の一環として IFRS 解釈指針委員会の有効性の見直しを実施するのに役立てること。この質問表は、解釈指針委員会が目的を達成する上での効率性及び有効性についての業績評価を提供し、その活動の改善のための提言を提供する。

この評価は、解釈指針委員会の業績を対象にする。個々の委員の業績の査定ではない。

手続：この質問表は、以下の評価ランクを使用する。

1 = 強く同意する； 2 = 同意する； 3 = 多少同意するが、改善の必要あり； 4 = 強く反対する

3 又は 4 と評価した項目のすべてについて、そのような評価が、改善が必要な領域を明確にしたコメントで裏付けされ、改善が提案されることが重要である。しかし、回答者には、業績のすべての側面に関してコメントすることを強く推奨する。「不明確」「わからない」「該当なし」というコメントでもよい。

回答は、IFRS 財団のスタッフが分析し、要約を評議員会に配布する。評議員会は、2011 年上半期に最終報告書を公表するが、これはすべての回答者に送付する。報告書は IFRS 財団のウェブサイトにも掲載する。議長は、解釈指針委員会に全文の報告を行う。結果について議論するためには解釈指針委員会の会合期間中に時間を設ける。

日程：回答者は、このフォームを電子的に記入し、**2011 年 1 月 31 日までに** interpretations-comm@ifrs.org 宛てに返送することが求められる。個々の回答は秘密が保持され、公表されることはない。

IFRS 解釈指針委員会レビュー

解釈指針委員会の活動の目的及び範囲						
定款で定めるとおり、委員会の目的は、						
● IFRS の適用について解釈を行うこと、IFRS で具体的に取扱いしていない財務報告上の問題点に関して、IASB のフレームワークの枠内で、適時な指針を提供するとともに、IASB の要請に従って他の作業を実行すること¹。 ● 他の作業には、年次改善手続に含める項目についてレビューを行い IASB に対して提案を行うこと、年次改善の最終化に関して寄せられたコメント・レターのレビュー及び提案を行うことが含まれる。						
#	規 準	評 定				不明確/ わからない
		1	2	3	4	
1.	委員会の明記された活動目的及び範囲は、IFRS 財団と IASB が IFRS の利用と厳密な適用を促進するという目的を達成するのを助けるために適切である。	☐	☒	☐	☐	☐
2.	委員会は、その目的及びそれらが IFRS 財団と IASB の目的とどのように関連するかを理解している。これは、委員会の機能の中に反映されている。	☐	☒	☐	☐	☐
3.	委員会の活動は、その目的を適切に反映している。	☐	☒	☐	☐	☐
4.	委員会の経験及び専門的知識は、IASB によって効果的かつ十分に活用されている。	☐	☐	☐	☐	☒
解釈指針委員会の活動の目的及び範囲に関するコメント 我々は、解釈指針委員会の活動目的は適切であると考えている。						
評定：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する						

¹ IFRS 財団定款の第 43 項

IFRS 解釈指針委員会レビュー

番号	規 準	評 定				不明確/ わからない	該当 なし
		1	2	3	4		
構成員 解釈指針委員会の委員は、評議員会が任命する。解釈指針委員会の委員は、IFRSの実務上の適用及びIFRSに準拠して作成された財務諸表の分析に関する技術的専門性及び国際的な事業及び市場での経験の多様性が最善の組合せとなる人々の集団となるように選任される。							
5.	委員会は、効果的かつ効率的な運営を確保するのに十分な、広範囲な全体としての専門的知識、経験、地理的バランスを有している。委員の構成は、経歴及び経験の適切なバランスを達成している。	☐	☒	☐	☐	☐	☐
6.	委員会の規模は、過大にならずに経験及び経歴の多様性を達成するた めに適切なものである。	☐	☐	☐	☐	☒	☐
解釈指針委員会の構成に関するコメント 解釈指針委員会の委員が、会計に関する高い専門性と卓越した経験を有していることは承知しているものの、商取引の態様や近年の会計基準の複雑さを考えると、一人がその全てについて専門性を有することはほぼ不可能であり、むしろ、特定の分野に特化する方が現実的ではないかと考えている。このため、我々は、評議員と解釈指針委員会が、既存の仕組みを変更することを提案する。(詳細については「運営手続」の項目を参照願いたい。)							
評定：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する							

IFRS 解釈指針委員会レビュー

番号	規 準	評 定				不明確/ わからない	該当 なし			
		1	2	3	4					
運営手続										
委員会は、通常、年に3回の会議を開催し、1回の会議は1日半の日程である。会議は、傍聴者に公開されている（事務的案件を除く）。										
7.	委員会の会議は、以下の点で効果的かつ効果的である：	☐	☐	☒	☐	☐	☐			
	(a) 頻度	☐	☐	☒	☐	☐	☐			
	(b) 長さ	☐	☐	☒	☐	☐	☐			
	(c) 地理的な場所（ロンドン）	☐	☒	☐	☐	☐	☐			
	(d) アジェンダ項目の数	☐	☒	☐	☐	☐	☐			
	(e) アジェンダ項目の質	☐	☒	☐	☐	☐	☐			
	(f) アジェンダ項目の適時提供（オブザーバー・ノート）	☐	☒	☐	☐	☐	☐			
8.	合意に達する際に、委員による議論への質の高い参画及び意思疎通がある	☐	☒	☐	☐	☐	☐			
9.	委員会の会議は、建設的で、その潜在能力を十分に達成している	☐	☐	☐	☐	☒	☐			
10.	委員会は、利害関係者の将来の要求を満たすために、最適に配置されている	☐	☐	☒	☐	☐	☐			
評定：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する										

運営手続に関するコメント

我々は、解釈指針委員会の委員が専門家としての経験と権威をもって活動し、会議が生産的に行われていることを高く評価している。非常勤の委員によって運営されている同委員会が、目的で定められているすべての案件を取り扱わなければならないという前提を踏まえると、運営手続（頻度や期間）は合理的な帰結であると考えている。しかし、これが、世界的な実務からの要請に対応する上では、最善とはいえないと考えている。

そこで、我々は評議員と解釈指針委員会に対して、次のような提案をさせて頂く。

提案 1：非常勤から常勤へのメンバー構成の変更

財政面での制約があることは承知しているが、現在のメンバー構成を非常勤から常勤に変更することができれば、解釈指針委員会の委員が各論点により多くの時間を割くとともに、年間の会議回数を増やすことを通じて、より広範な論点を深く審議することが可能となると考えている。同時に、世界各国でアウトリーチ活動を行うことが可能になり、解釈指針委員会の委員が各論点をより深く検討することが可能となると考えている。

提案 2：地域レベルでの活動の活用

我々は、基準の解釈は、対象となる取引について十分な理解をすることが前提となると考えており、当該取引の行われる地域にいて、基準の解釈はより容易になるものと考えている。アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)の活動を通じて我々の経験からは、具体的なやり方は解釈指針委員会への問題提起の前段階での予備的調査や地域レベルでの解釈のようなものまで様々考えられるが、いずれにせよ、地域を基本としたより多くの活動をすることは可能であると考えている。このような活動が適切に機能する上で、評議員が検討を行っているサテライト・オフィスの役割が重要になるものと考えている。また、解釈指針委員会がサテライト・オフィスで会議を開催すること等の措置を講じることができれば、世界においてより効果的なコミュニケーションが図られるようになるのではないかと考えている。

提案 3：解釈指針委員会の分科会形式への改編

解釈指針委員会の委員が、会計に関する高い専門性と卓越した経験を有していることは承知しているものの、商取引の態様や近年の会計基準

IFRS 解釈指針委員会レビュー

の複雑さを考えると、一人がその全てについて専門性を有することを期待するのはほぼ不可能であり、むしろ、特定の分野に特化する方が現実的ではないかと考えている。このため、我々は、解釈指針委員会を、金融商品や保険といった各分野を取り扱う分科会形式に改編する事が適切ではないかと考えている。

我々は、その際に、国際会計基準審議会（IASB）の理事がそれぞれの専門性に応じて、各分科会の議長を務めることが望ましく、これにより IFRS 財団全体として、現状の資源を効果的かつ効率的に活用することができると考えている。また、これにより IASB と解釈指針委員会の連携が強化され、IASB の基準設定プロセスにおいて、より十分に実務的な検討をすることが可能となるのではないかと考えている。

我々は、スタッフによる口頭での報告が解釈委員会と IASB との連携を図る役割を実質的に果たしていることを踏まえると、現在、4 名の IASB 理事に与えられているオブザーバーの位置づけが曖昧のように感じている。我々は、IASB 理事が分科会の議長になることで、その責任が明確になると考えている。また、これは、提案 1 で記載した常勤体制が財団の資金面での制約から現実的でない場合、その代替案ともなりうるかと考えている。また、当該仕組みは、提案 2 で示した地域の活動にも適用できるのではないかと考えている。

評価：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する						
番号	規 準	評 定			不明確/ わからない	該 当
		1	2	3		
アジェンダの要件						
委員会が論点への対応を解釈指針の公表によって行うための要件は次のとおりである。						
(a)	その論点は広がりがあり、実務的な関連性があること					
(b)	その論点は著しく多様な解釈があることを示していること（多様性が発生しつつあるか又は実務においてすでに発生している）。委員会は、IFRS が明確で、多様な解釈が実務で生じるとは予想されない場合には、審議事項に加えない。					
(c)	多様な報告方法を排除することにより財務報告が改善されること。					
(d)	その論点は現行の IFRS 及び「フレームワーク」並びに解釈手続に対する要求の枠内で効率的に解決できること。					
(e)	委員会がその論点についての結論に適時に達することができると可能性が高いこと。					
(f)	その論点が IASB の現在の又は計画されているプロジェクトに関連している場合には、IASB の活動から期待されるよりも早く指針を提供					

IFRS 解釈指針委員会レビュー

する緊急のニーズがあること。IASB のプロジェクトが、委員会がデュー・プロセスを完了するのに必要となる時間よりも短い期間でその論点を解決すると見込まれる場合には、委員会は審議事項に加えない。

11.	委員会の解釈アジェンダに対する要件は、適切かつ適正である。	☐	☐	☒	☐	☐	☐
12.	アジェンダの要件は、適切にかつ首尾一貫して適用されている。	☐	☐	☒	☐	☐	☐

アジェンダの要件に関するコメント

現行の「IFRIC デュー・プロセス・ハンドブック」に記載されているアジェンダの要件は、過度に狭義に定義されているか理解されているように考えており、結果として、解釈指針委員会によって多くの問題が却下されているように感じている。

特に、「(a) その論点は広がりがあり、実務的な関連性があること」という要件を満たさないと、解釈指針委員会が、提起された論点を却下することがよくあるように見受けられる。我々は、「広がり」という言葉が、当初意図したよりも、狭義に解釈されすぎてはいないかと考えている。我々は、特定の企業における会計処理の決定については、企業と会計士が責任を持つべきであり、解釈指針委員会は取り扱わないといった側面の方が当初の意図としては重要ではなかったかと理解しており、こうした意味においてこの要件に賛成である。他方、ある論点特定国のみから提起されていても、当該国の企業の間で大きく異なった会計処理が行われているのであれば、「広がり」があるとされるべきである。そこで、我々は、こうした解釈の余地を排除するため、「広がり」という言葉を明確化するか、要件の(a)を「その論点は特定の企業に固有のものではなく、各国における実務に関連性があること」と置き換えることを提案する。

また、「(e) 解釈指針委員会が当該論点について、適時に、結論を得ることになる可能性が高いこと。」という要件があるが、実際に検討を開始しない限り、こうした可能性を予見することは不可能と考えられることから、この点について修正が必要ではないかと考えている。また、委員全員のコンセンサスに基づいた審議事項設定の仕組みについては、たとえば、指針の公表が公益に資する場合でも、各委員が実質的に拒否権を有することにもなり得ると考えられることから、評議員はこうした仕組みの妥当性についても改めて検討すべきかもしれない。

加えて「(f) 当該論点がIASBの現在又は今後のプロジェクトに関連している場合には、IASBの活動から期待されるよりも早期に指針を提供する緊急のニーズがあること。また、IASBのプロジェクトが、解釈指針委員会がデュー・プロセスを完了するのに必要となる時間よりも短

IFRS 解釈指針委員会レビュー

い期間でその論点を解決することが見込まれる場合には、解釈指針委員会では当該事項を審議事項に加えないこととする。」という要件については、IASB やその関係者が現在進行中のプロジェクトの早期完了を期待するのは当然のことである一方で多くの場合、複雑な論点を解決する上で更に時間が必要になることが判明するという現実を踏まえると、やや限定的すぎるとはならないかと考えている。

番号	規 準	評 定				不明確/ わからない	該当 なし
		1	2	3	4		
評定：1＝強く同意する；2＝同意する；3＝多少同意するが、改善の必要あり；4＝強く反対する							
委員会からのアウトプット							
委員会は、論点への対応を次のいずれかにより行う。							
(a)	IFRIC 解釈指針を公表						
(b)	論点を年次改善に含めるよう IASB に提案						
(c)	IASB が他の方法で論点に対処することを提言（例えば、既存の IASB プロジェクトに含めるか又は適用後レビューで検討する）						
(d)	論点を上記のルートのいずれかを通じて取り扱うことはしないというアジェンダ決定を公表。 解釈指針に関する検討が行われた論点についてのアジェンダ決定は、確定される前に一般のコメントを求めるために 30 日間公開される。						
13.	公表した解釈指針及び提案した年次改善は、IASB 及び IFRS 財団のニーズを満たしている。	☐	☐	☒	☐	☐	☐
14.	公表した解釈指針は、関係者のニーズを効果的に満たしている（その数、頻度及び内容）。	☐	☐	☒	☐	☐	☐
15.	公表した年次改善は、関係者のニーズを効果的に満たしている（その数、頻度及び内容）。	☐	☒	☐	☐	☐	☐
16.	委員会が論点を審議事項に加えないと決定した場合には、アジェンダ決定が公表される。これらのアジェンダ決定の一部は、何ら追加のアクションを提案しない。このようなアジェンダ決定の内容が、以下の場合に適切かつ十分である。						

IFRS 解釈指針委員会レビュー

	(a) 基準が十分なガイダンスを提供していると委員会が考える場合	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
	(b) 委員会が合意に達することができない場合	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
17.	アジェンダ決定についての協議のデュー・プロセスは、適切かつ十分である。	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐

委員会からのアウトプットに関するコメント								
事情は理解しているが、解釈指針委員会が実務からの要請に対応して、十分な解釈指針を提供してきたとは考えていない。我々からの提案は「運営手続」の項を参照願いたい。								
評定：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する								
コミュニケーション								
18.	委員会のコミュニケーションは、最適かつ効果的である (IFRC Update 及び会議後のポッドキャスト)。	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
19.	適切な場合に、委員会及び/又は委員会のスタッフは、他の類似の解釈作成機関及び基準設定主体と連携している。	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
20.	委員会の活動は、利害関係者にとって十分に透明性がある。	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
コミュニケーションに関するコメント								
我々は、IFRC Update 及び会議後のポッドキャストなどを通じた、委員会活動のタイムリーな情報提供に感謝しており、これは、最近における重要な成果であると考えている。								
各国の基準設定主体は、当該国の関係者と緊密なコミュニケーションをとっており、会計基準について最新の知見を有しているとともに、シンクタンクとして機能している。そこで、我々は、適時に問題点を把握するために、解釈指針委員会とそのスタッフが、各国の基準設定主								

体や A0SSG のような基準設定主体のグループとの関係を高めることを強く期待したい。									
評定：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する									
リーダーシップ									
21..	議長の有効性について評価してください。								
	(a) 議論の詳細さのレベルは適度である。				☐	☐	☐	☐	☐
					☐	☐	☐	☐	☐

IFRS 解釈指針委員会レビュー

番号	規 準	評 定				不明確/ わからない	該当 なし
		1	2	3	4		
.	(b) 議論の重点が、適切な論点に置かれている	☐	☐	☐	☐	☒	☐
	(c) 論点の識別と審議が、適時に効果的な方法で行われている	☐	☐	☐	☐	☒	☐
リーダーシップに関するコメント 我々は、現在の議長のリーダーシップについて十分に承知していないが、「運営手続」の項で述べたように、評議員と解釈指針委員会が、既存の仕組みについて変更を検討することを提案する。我々は、その際に、IASB の理事がそれぞれの専門性に応じて、各分科会の議長を務めることが望ましく、これにより IFRS 財団全体として、現状の資源を効果的に活用することができると考えている。また、これにより IASB と解釈指針委員会の連携が強化され、IASB の基準設定プロセスにおいて、より十分に実務的な検討をすることが可能となるのではないかと考えている。							
評定：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する							
IASB との相互作用 指名された審議会オブザーバー（2010 年 7 月から）は、Philippe Danjou、Amaro Gomes、Patricia McConnell、Wei-Gou Zhang である。彼らが主に奨励されているのは、審議に参加することよりも、審議を聞き、議論された論点に関する視点を審議会の理事に提供することである。解釈指針活動のディレクターは、解釈指針委員会の各会議の後に、IASB に対して口頭でアップデートを提供する。							
22.	委員会は、IASB と効果的な相互作用をしている	☐	☐	☒	☐	☐	☐
23.	IASB は、IFRS 解釈指針委員会の提言に効果的に対応している	☐	☒	☐	☐	☐	☐
評定：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する							

IASB との相互作用に関するコメント 我々は、IASB の理事が解釈指針委員会の会議にオブザーバーとして参加するだけでは、不適切であると考えている。「リーダーシップ」の項における我々のコメントを参照願いたい。									
全般的な評価									
24.	全般的に、委員会は、明記された活動の目的及び範囲を達成している			☐	☒	☐	☐	☐	☐
評価：1 = 強く同意する；2 = 同意する；3 = 多少同意するが、改善の必要あり；4 = 強く反対する									

コメント： 委員会の活動の3つの側面のうち、最もよく機能していると考えるものを記載してください。
委員会の活動の3つの側面のうち、最も改善が必要と考えるものを記載してください。
解釈指針委員会を評価する手続の改善に関して何か提案はありますか。
全般的なコメント： 何か全般的なコメントがあれば、この空欄を利用してください。